

取引先 各位

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立淡路青少年交流の家 総務管理係

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の開始に伴う手続きについて

平素より、当交流の家の運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、令和5年10月より消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。

適格請求書を交付できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られます。事業者の方が「適格請求書発行事業者」になることを選択される場合は、原則、令和5年3月31日までに所轄税務署へ登録申請を行う必要があります。「適格請求書発行事業者」になることを選択する取引業者各位におかれましては、国税庁ホームページ内「インボイス制度公表サイト」をご確認の上、インボイス制度が開始される前までに登録申請手続きを完了していただき、当交流の家の総務管理係までメールにて登録番号をご連絡いただきますようお願いいたします。

○国税庁ホームページ内の「インボイス制度公表サイト」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

○インボイス制度に関する一般的なご相談は、国税庁の専用ダイヤルにお問合せ願います。

【専用ダイヤル】0120-205-553

【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

○連絡先

独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 総務管理係

【e-mail】awaji-kanri@niye.go.jp

【本件問合せ先】

独立行政法人国立青少年教育振興機構

国立淡路青少年交流の家 総務管理係

〒656-0543 兵庫県南あわじ市阿万塩屋町757-39

T E L 0799-55-2694 FAX 0799-55-0463

e-mail awaji-kanri@niye.go.jp